

原子力損害賠償支援機構

第6回運営委員会

平成23年11月14日

原子力損害賠償支援機構

午前10時00分 開会

○下河辺委員長 定刻となりましたので、これから会議を始めたいと思います。

本日は、お忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

ただいまより、当運営委員会の第6回運営委員会を開催させていただきます。本日は、委員の全員がご出席をされておられます。

それでは、お手元の資料1、本日の運営委員会の議題書をお配りしてございますけれども、記載のと通りの議事に沿って進めてまいりたいと思います。

まず、初めにご報告でございますが、10月28日に書面開催をいたしました当運営委員会において、全員一致で議決をいただき、同日付で認定の申請の手続等を行いました緊急特別事業計画につきましては、11月4日に枝野経産大臣より認定をいただき、同日付で当支援機構といたしまして資金交付の決定をいたしております。委員の皆様には、緊急特別事業計画の取りまとめにつきまして、多大なるご協力をいただきまことにありがとうございました。

認定に当たりましては枝野経産大臣のもとに、私、それから当機構の杉山理事長、並びに東京電力の西澤社長の3名が赴きまして、枝野大臣から認定書の交付を受けました。交付に当たりましては、枝野経産大臣より私ども3名に対しまして、国民の皆様から一時的とはいえ巨額のお金をお預かりする責務というものを十二分に踏まえて、親身・親切的な賠償と徹底した経営合理化を実行してほしいとのご指摘をいただきました。

また、あわせまして来春を目途に策定を予定しております総合特別事業計画につきましても枝野大臣より賠償支援中長期の電力安定供給、円滑な事故収束を同時達成する包括的かつ思い切った内容の計画とすべきである。政府、機構、東京電力それぞれが着実にこれに向けての準備を進め、いかなる可能性も排除しない、幅広い選択肢の中から3つの目的を同時に達成することができるような内容の計画をつくるべきである。機構はいろいろな可能性を想定し、発電施設も含めた幅広い財務資産調査、経営形態に関する選択肢の検討、金融機関との調整などに精力的に当たってもらいたいとのご指示を特にいただきましたので、これらを十二分に踏まえて当支援機構の運営委員会としても取り組む必要があると考えております。後ほど、これに向けての課題並びに進め方等についてご説明をさせていただいた上で、ご出席の委員の間でご意見をちょうだいいたしたいと思っております。

それでは、次の議題に移りたいと思いますが、報告事項でございますが、福島事務所の開設の件でございます。

11月9日に当支援機構の福島事務所が開会式を行いました。また、これに先立ちまして、10月末から訪問相談チーム、それから当機構の相談窓口も業務を実際に開始しております。これらの状況につきまして [REDACTED] よりご説明をお願いいたしたいと思います。

それでは、[REDACTED]、よろしくお願いいたします。

○ [REDACTED] それでは、資料3、資料4に基づきましてご説明申し上げたいと思います。

まず、資料3をご覧ください。原子力損害賠償支援機構福島事務所の設置についてということでございます。

先般、先週9日水曜日に、福島事務所が開所いたしました。所在地はここに書いてあるとおり郡山市の駅前西口歩いて徒歩3分の安田生命ビルの1階でございます。

次のページを見ていただきますと業務内容について書かれてございますけれども、この事務所は後でご説明しますが、訪問相談チームの総合調整の機能を果たすというのが第一の任務でありまして、もう一つが個別の対面による弁護士さんによる無料相談を行うというのが主な2つ目の業務内容になっています。利用時間は午前9時から午後5時まで、週末も含めて対応するということになっております。

9日の開所式であります。杉山理事長以下、当機構の幹部の参列のもと、主なご来賓の方をご紹介しますと、内閣府の泉機構担当室長、福島県からは松本副知事、郡山市からは栗山副市長、日本弁護士連合会からは松岡副会長、日本行政書士会連合会からは北山会長、ほか12名のご来賓の方にご出席をいただきました。式典の最後に、理事長、副知事、副市長による事務所案内表示板の除幕も行いました。

地元で大変大きく報道していただきまして、おかげで翌日以降個別相談、申込みが多数お受けできたということで、理事長以下本当にどうもありがとうございました。

以上が、事務所の設置でございます。

次に、資料4をご覧くださいと思います。訪問相談チーム及び本部電話相談等の実施状況でございます。

まず、相談チームの関係ですが、ここに書いてありますとおり、弁護士、行政書士のチームで対応しております。10月31日から実施しております。1カ所あたり標準的には弁護士3名、行政書士3名、それに機構関係者が加わるということで、避難所、仮設住宅の規模に応じまして1日ないし2日程度で行っております。実施状況延べ派遣人数については、記載のとおりで

あります。

実績でございますが、これまで5カ所の仮設住宅、800世帯、13回実施しています。全体説明会の参加者が110名で、個別相談件数は約220組になっています。この800世帯というのは、上ものの数でありまして、入居している戸数に置き直すと730世帯になっています。分母が730世帯でそのうち220組の方がご参加いただいているということで、我々歩止まりと呼んでおりますが、大体3割程度の方にご参加いただいているという格好になります。

相談に来られる方は、まだ東京電力に対して請求書を送付していないという方が多いという傾向が見受けられます。下のほうですけれども、今後の予定延べ数でございますけれども、本日、南相馬で1カ所ありますし、19、26、27日ということで、合計11月中に5カ所ほど週末を中心に展開するという予定になっております。

次のページをご覧ください。

電話相談も10月31日から、これは行政書士の方が受けまして、4名の方に当番で来ていただきまして、それで弁護士さんによる法律相談を受けたいという申し出があった場合には、原則、月、水に弁護士さんに来ていただいて対応していただくという体制をとっておりまして、弁護士による対面相談件数、本部では1件になっています。

最後に、福島事務所が25件でございますが、これが福島事務所で始めた、これは完全に予約制でございまして、弁護士さんによる個別相談ということで、実施的には先週末土曜日から、土、日の2日の件数なんです、2人の弁護士さんに来ていただいて、びっちり予定枠を入れていただいて、合計25件のご相談をさせていただいているという状況でございます。

以上でございます。

○下河辺委員長 ありがとうございます。

何かただいまの報告につきましてご質問等はございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、次の審議事項に入ります前に、緊急特別事業計画関係の実際の資金の交付の今後の段取りとか、その他政府レベルにおいて、電気事業制度のあり方等について幾つかのレベルでの検討が進んでいるかと思っておりますけれども、その関係について[]のほうから概略のご報告をお願いいたします。

○[] まず、資金の話でございますけれども、特別事業計画を認定していただいて、交付国債2兆円、これについては機構として交付国債をいただいております。ただ、それはもう

国債は書面ではなくて、保振に登録するという制度らしいんですけども、今日中に日銀、政府、国庫、それで機構という形でまず最初の1カ月分であります5,587億円が入る予定でございます。したがって、東京電力は明日以降、それを引き出せるという形になります。今後、賠償のほうのモニタリングと並行いたしまして、毎月必要額がそういう形で東京電力に支出されるという形になります。

それから、2つ目、委員長からお話があった最近の政策面での動きでございますが、枝野大臣が料金制度についての有識者会合、これは松村委員も入っていただいているものだとお聞きしておりますが、それを開いております。これは枝野大臣が特別事業計画の認定のときに言われましたように、来年の早い時期に制度的な準備をするということでございますので、私どもとしてはそういう認定を念頭に検討が進んでいると思っております。第三者委員会のときの大西次長も委員になっておられますし、それから委託先の方々も入っておりますので、まさに第三者委員会で報告書の後半の部分、あれがベースになって進めるということだと思います。

それから、2つ目に、やはりこれも枝野大臣のところですが、政策見直しについてのタスクフォースというのをつくっております。これについては、関係有識者からのヒアリングを進めているところで、私が内々に聞いていますのは、年内にできれば論点メモをつくりたいと。来年始まってから具体的にどういう方向にするかという議論を煮詰めていきたいということなので、結構、これも早いペースで動いているということでございます。

それから、電力改革と東京電力に関する閣僚会合、これは研究特別事業計画のときに1回目をやりましたが、次回は12月ということになっております。

以上です。

○下河辺委員長 ありがとうございました。

今のご報告の中で、総合エネ庁の基本問題委員会の関係は含まれている報告になるわけですかね。

○ 総合エネ庁も当然ずっとやっておりますが、事実上は、タスクフォースである程度具体的な方向性を出して、それを総合エネ庁でまた出してご議論いただくという、いわば先に突っ走るのが枝野大臣のタスクフォースでやって、ある程度鋭角的な案を出して、総合エネ庁で議論していただく、そういう形になると思います。

○下河辺委員長 ありがとうございました。

ただいまの からのご報告の内容について何かご質問等おありの委員の方がおられ

ば。有識者会議に参加されておられる松村委員から何か特にご報告いただくようなことはありませんか。

○松村委員 つけ加えるようなことは何もありません。

○下河辺委員長 よろしいですか。

では、ただいまのご報告については、ご質問もないようですので、ご報告を受けたということにさせていただきます。

それでは、次の議題に移ります。

お手元の議題書の4番目、機構の定款変更等について、ということでございます。

先ほどご報告がありましたけれども、このたび当支援機構の福島事務所が設置されましたこと。また、第3次の補正予算可決が前提とはなりますが、交付国債の交付額が従前の2兆円から3兆円になりまして、総額で5兆円に変更される見込みと言います、予定であることを受けまして、当運営委員会の決議事項でございます当支援機構の定款の変更を行う必要が生じております。その内容につきまして、[REDACTED]よりご説明をお願いいたします。

○[REDACTED] ただいまご紹介がありました定款変更、資料5でございます。

定款の変更には運営委員会の決議と主務大臣の認可が必要でございますので、今回、運営委員会の決議をお願いするところでございます。

中身は2点でございます。資料5の後ろに資料5-1がついておりますけれども、第3条に第2項を設けさせていただきたいと思っております、従たる事務所を福島県郡山市に置くということでございます。

2点目は、現在の第3次補正予算で交付国債の額が2兆円から5兆円に増加するということで、これを契機に毎回、定款変更をしていると手間ですので、36項1項にもありますとおり、2兆円というのを政府が予算で定める額というふうに仕組みを合理化したいと考えております。

以上、2点の定款変更については関係官庁の内諾を得ているということでございます。以上でございます。

○下河辺委員長 ありがとうございました。

ただいまの[REDACTED]からの定款変更に関しての報告内容について、質問、ご意見はございますか。

特にご質問、ご意見がなければ当支援機構の定款の2点につきまして、今回、定款変更させていただくということで議決をいただいたということでよろしゅうございますか。

ありがとうございます。

それでは、続きまして、もう1つ、当支援機構が東京電力と締結しております秘密保持契約につきまして、その対象がこれからご説明をいただきますけれども、当運営委員会の委員も対象となっておりますので、その内容等について [REDACTED] からご説明をいただきたいと思います。

○ [REDACTED] 続きまして、資料6をご覧ください。

[REDACTED] 秘密保持契約について、当事者を原子力損害賠償支援機構と東京電力株式会社との間で締結するというところでございます。

秘密情報の範囲につきましては、第2条に書かれておりでございます、 [REDACTED]

第3条におきまして、甲及び乙は秘密情報について現に秘密を保持し、計画作成等のみに使用するものとし、相手方の同意なく第三者に開示または漏えいしてはならない。ただし、甲及び乙は、計画作成等のために知る必要のある各々の役職員ということで、甲については機構法に掲げる委員、役員及び職員を意味する。ということになっておりまして、この運営委員会に出席している皆様方、それから当機構の役職員については本契約に基づく秘密保持義務と同等の義務を遵守させることを条件として秘密情報を開示することができる。というふうになっております。

したがいまして、皆様方との関係で申し上げますと秘密保持をしていただくということを条件として東京電力との間で今般事業計画の策定にあたりまして、秘密情報の開示を受け、それから今後の作業の遂行におきましても秘密保持の開示を受けるということになっておりますので、その旨ご承知おきいただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

○下河辺委員長 ありがとうございます。

最終4ページのところにありますこの秘密保持契約は、当運営委員会の第1回が開かれております10月3日、当支援機構が事実上業務を開始いたしました日に理事長と東京電力の西澤社

長との間で結ばれております。即日これが結ばれましたのが、調査委員会の業務終了に伴いまして、直ちに支援機構のほうに従前調査委員会のほうで東京電力から提出を受けておりました諸々の秘密資料の引き継ぎを調査委員会から支援機構のほうに即日受け継ぐ必要があったということもございまして、10月3日に即日資料の提供を受ける前提となりますこの保持契約の締結をさせていただいているということでございます。

本日、若干、運営委員会でのご報告が遅れましたけれども、今度いよいよ特別事業計画の策定、今日これからもご説明をさせていただいた上で、ご意見をいただきますけれども、運営委員会レベルで、諸々の東京電力の資料が開示されているということになりますので、この段階で改めてご説明をさせていただいたということでございます。

特にご質問がなければ、報告を受けたということでよろしゅうございますか。

ありがとうございました。

それでは、次に、お手元の議題5番、特別事業計画の確実な履行の確保に関する体制整備、総合特別事業計画に向けた課題等について、でございます。ご覧いただく資料としては、資料7、枝番が振られております資料を含めてご覧いただきながら、まずは、認定を受けました緊急特別事業計画の内容につきまして、東京電力との間で確実な履行実現を図っていくために、東京電力の合理化策、賠償支払いについて、当機構が積極的に国民の皆様に対して責任を持つ形でモニタリングをさせていただくことになっておりましたけれども、その具体的な実施体制について、まずは [REDACTED] よりご報告をお願いいたしたいと思います。

○ [REDACTED] では、特別事業計画の確実な履行の確保に関する体制整備でございますが、A3の資料7ではなくて、まず最初にA4の資料7-1というほうをお開きいただけますでしょうか。

これは、実際に改革推進チームのキックオフで使った資料なんですけど、表紙をめくっていただきまして1ページ目のところに、全体の体制図が書いてあります。まず、これを説明させていただきます。

緊急特別事業計画に記載しましたとおり、真ん中のあたりに改革推進チームという大きな四角があると思います。東京電力の企画部の中堅、若手の約20人と機構の計画グループの約20人、合わせて40人程度の改革推進チームというものをつくりました。その中核にワーキンググループミーティングというものがございまして、実際に個別のテーマごとに6つ、7つのワーキンググループがあるんですが、それぞれにばらばらに動いていくとなかなか違った報告にいつて

しますので週に1回、軌道に乗った後は2週間に1回の予定ですけれども、ワーキンググループミーティングというものを開くことにしております。ここは、改革推進チームの幹部と各ワーキンググループのリーダーということで、先週金曜日に第1回に開いているのですが、互いに6人ずつぐらいでしたか、そのくらいの人数で全体の基本方針、ワーキンググループごとにまたがるような事項についての議論をしております。

これが週1、あるいは2週間に1回、その状況の報告を今日もいたしますけれども運営委員会の機構のメンバーからもいたしますし、また東京電力のメンバーからも随時、会長、社長のほうに報告すると。それを受けて右上の四角になりますけれども、経営改革委員会、機構と東京電力の両トップで行うものが月に1回程度ありまして、こちらでモニタリングの実行的なものを確保したり、後ほど説明があるかもしれませんが、それ以外の経営事項についての議論をするという建てつけになっております。

そして、その経営改革委員会で議論したこと等を含めて、運営委員会のほうに矢印があると思いますが、下のほうに東京電力トップからの報告と書いてあります。隔月または四半期ごとに東京電力トップのほうからこんな状況になっていると運営委員会で説明していただくという建てつけになっております。

下のほうは、設備投資効率化、購買改革、人件費削減と3つだけワーキンググループがありますが、A3のほうでもっと多くのワーキンググループが書いてありますけれども、ここでワーキンググループは少しはみ出ていると思います。改革推進チームから、これはどういうことかと言いますと、改革推進チームのメンバーに加えて、東京電力の各担当部署、例えば設備投資ですと技術部、購買ですと20個ぐらいのところが関わっているらしいんですけれども、そういった人たちとか、あるいは機構のアドバイザーも含めて、ワーキンググループは運営されているということでございます。ワーキンググループの性格にもよるんですが、購買ですとほぼ毎日のようになっているという状況に今はなっております。

一応、こんな建てつけになっているということを念頭にA3の資料7のほうをお開きください。

改革推進チームと上から2つ目にありますけれども、この白抜きの部分が主に現場の話になります。こちらは、先ほど申し上げたようなものなんですけど、11月4日にキックオフを行いまして、その後、その中核のメンバーでワーキンググループミーティングも先週金曜日に開いております。

その下に、設備投資効率化ワーキンググループ、購買改革ワーキンググループ、人件費削減ワーキンググループ、子会社・関係会社売却ワーキンググループ、不動産・有価証券売却ワーキンググループ、財務・資金繰りワーキンググループ、賠償モニタリングワーキンググループというふうに多くのワーキンググループが同時で動いているということになっておりまして、主な論点というところを書いてあるのが、緊急特別事業計画にも記載してあるようなもので、そのイロハと書いてあると思いますけれども、こちらも緊急特別事業計画のときにご案内と思いますけれども、イというものは既にやることもアクションプランも決まっています、そのアクションプランの内容を検証した上で、進捗を管理するというステージ。ロは、方向性は決まっていますので、アクションプランをつくって、その後進捗を管理する。アクションプランは11月中に作成するということになっております。ハは、検討することは決まっていますが、その方向性がまだ決まっていないので、11月中に検討の手順を決める。12月以降検討を開始することになります。それらを今現在動かしているという状況が、設備等から主に不動産・有価証券までです。

個別のワーキンググループについてももう少し申し上げますと、設備投資のほうは、従前のように資金調達が自由にできるわけではございませんので、可能な設備投資にキャップをはめて、メーカーで減価償却の範囲内で設備投資をした場合にはどうするか。というような形でキャップをはめた上でどこまで減らせそうなのか、安定供給をしながらですね、そういったような検討も進めていただき、また購買や人件費削減のほうですと、さらにこのくらいの金額を減らすとしたらどんな手が考えられるかという検討もアクションプラン策定後していただく。当初の10年間2兆5,000億を超えるというものについての検討をできるだけ早く開始するという報告で動いております。

個々のワーキンググループは先ほど申し上げたような、東京電力側と機構側の人間でやっているんですが、大体従来機構の計画グループのほうは、法務チーム、事業チーム、財務チームと3つのグループに分かれていて、それぞれ1人ずつぐらいワーキンググループに入るという体制で動いているというような状況です。

賠償モニタリングについてだけ、ちょっと[]にお話を伺ったほうがいいかと思います。
○ [] 賠償モニタリンググループの関係ですけれども、賠償モニタリングに関しましては、ちょっと性質が2つの種類がございます、1つは主な論点のところの最初の3つになりますけれども、賠償請求に関する社内規則等の検証。それから、請求処理関係書類の検証、

支払い実績、それから見通しの検証ということで、これはどちらかと言いますと、東京電力において賠償の支払いが適切に行われているかどうか。これは賠償請求、実際の申請書類、それから東京電力の社内における審査、算定が適正に行われているかどうかを検証する。そういう性質のものでございます。

それから、2つ目が最後の5つのお約束の実施状況の検証ということで、こちらにつきましては、賠償の支払いが迅速かつ適切に行われているかどうかについて検証するというので、こちらの5つのお約束関係につきましては、賠償モニタリンググループだけではなくて、機構の中では円滑化グループ、それから総務グループに加わっていただきまして、検証、議論を進めていくということで考えています。

東京電力の賠償請求の処理が適正に行われているかどうかのほうに関して、11月14日に資金交付の第1回が行われた後、大体毎月1度、資金交付が行われるということになっておりますので、1カ月サイクルで回していくということで考えています。したがって、第1回目につきましては、11月14日前に支払われた本賠償が適正に審査、算定がなされているかということを中心にして、12月中旬までにはそれに関する報告を出していく。その後も毎月同様のサイクルで回していくということで考えております。

それから、5つのお約束関係につきましては、今週、水曜に先ほど申し上げました円滑化グループ、総務グループにも加わっていただきまして、最初の東京電力とのミーティングを行うということにしております。

簡単ですが、以上です。

○ [] あと機構の体制で一番下のところ、東京電力内の常駐スペースということでしたが、先週金曜日によく部屋の工事が終わって入れるようになりました。6人分の机と椅子がありまして、早速今日から個々のワーキンググループの設備投資から、リーダーがまずは入るということでいっていると思います。

それと説明し忘れてしまったんですが、一番上の経営改革委員会、こちらはこの改革推進チームの状況等も踏まえた上で、原則月1、2回ということになりますが、まずは11月17日にキックオフと聞いております。こちらではモニタリングの実施だけではなくて、総合特別事業計画に盛り込む事項についての整理や議論ということも行っていると聞いております。

ワーキンググループということから離れてしまうんですけども、金融機関に協力要請を行いまして、それで先週木曜日に金融機関を集めて説明会等を行っておりますので、担当の []

のほうからご説明いたします。

○ [] ワーキンググループという位置づけではないんですけれども、機構法の中で関係者の協力ということがございますので、今回の緊急特別事業計画の中でも金融機関に対して与信の維持、資金繰り支援ということで要請しているところでございます。

そういった個別の例えば政策投資銀に対する3,000億のコミットであるとか、あるいは主要行の資金使途、緊急時の資金使途といった点については、既に緊急特別事業計画をつくる過程でネゴをして盛り込んでいったということがございます。

加えて、今回、緊急特別事業計画ができましたということで、11月4日付で東京電力のほうからその関係資料一式をお送りしているところで、その資料の内容についての説明、つまり緊急特別事業計画についての説明会を先週木曜日に行いました。東京電力の約80行の銀行から、78先対象なんですけど72先のご参加で、各行最大3名までということでお願いをしまして、約150名程度のご参加という形で開催しております。

機構のほうは [] 私ども、東電のほうは [] [] にご説明をいただくということをやっております、約1時間やりまして、質問は一つも出ずに終わっております。

それとは別に今後もDBJ、主要行というところには次の計画における、こういった協力をやっていくかというところの議論を今後早期にスタートするという形で臨んでいきたいと思えます。以上です。

○下河辺委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまお三方からご報告をいただきました内容について、ご質問なり、ご意見をいただきたいと思いますけれども、ワーキンググループのそれぞれの各機能の内容については、資料7-1の3ページ以降にそれぞれモニタリング内容というものが書かれて、読みやすい形の資料になっておりますので、それをご覧いただきながら、かつ最後に [] からご説明のありました金融機関対応を含めて、何かご質問なりご意見があればちょうだいいたしたいと思います。

○ [] 非常に機動的に動き始めたなという印象を持っておりますが、2点、ちょっと確認したいんですが、経営改革委員会というのは、単に報告を受けているだけではなくて、これは意思決定をする、報告を踏まえて意思決定をする主体であると思うんですけれども、ワーキンググループの中身を見ると非常に緊急特別計画の論点等にかかれてることとか、タスクフ

オース第三者委員会に書かれていることが全部忠実に反映されていて非常に結構だと思うんですが、他方で、非常に細かく個別に例えば、各ワーキンググループにそれぞれに割り当てて、 이슈がもう少し重複するもので、 이슈ごとにもどういう優先順位をつけるか、そういうより高レベルの判断ができにくい仕組みではないかという気がするんです。

1例を挙げますと、資料7-1に書かれている部分で、5ページの購買改革ワーキンググループの検討課題というところに出ていますが、燃料転換とか、原子力発電所がなかなか稼働しにくいということで、政府のほうでも見積もっていましたがけれども、例えば天然ガスを調達する必要があるということですから、そういう天然ガスの調達のための資金と設備投資、これも中長期的に言うと例えば二酸化炭素の排出なども考えると、できるだけ石炭なんかでもより効率の高い石炭といったものも設備投資計画として入ってくると思うんですけれども、それらというのは限られた予算の範囲の中で、どのように出していくのか。全体を個別に少しずつ減らしていくというやり方もあるんでしょうけれども、そういう大胆な項目間のプライオリティをつけた中での判断も必要になってくるだろうと思いますが、そういうものというのは経営改革委員会というので、そもそも議論する、される前提になっているのでしょうか。というのが1つ目の質問です。

2点目のところは、それともちょっと関係するんですが、第三者委員会でもあまり議論されなかった海外権益、海外資産、これは相当金額的にもはるかかもしれないし、ほかのプレーヤー、ほかの会社とかそういうものも入ってきます。そういったときにここの細かい個別の論点だけで見ていると、先ほどとも関係するんですが、高いレベルの経営判断をとるべきところに突き当たると思います。そういったものは、経営改革委員会というところで議論されるのでしょうか。という2点ご質問です。

○下河辺委員長 ありがとうございます。

ちょっとレベルが高いお尋ねですので、まず最初に[]のほうから。

○[] 一番目のお尋ねの分野横断的なプライオリティづけというのは、まさにおっしゃるとおりで、それはちょっと後ほどご説明いたします。総合特別事業計画もそういったものが焦点になると思います。答えから言うと、経営改革委員会ではそういうことをやらないと意味がないと思っていますので、そういうものも議論を当然すると。

それから、その下の改革推進チーム、分野横断的なものも、そういったものを議論する。そこで議論したものを経営改革委員会に上げていくという形をとりたいと思っています。

それから、2番目に海外資産、これについては子会社で巨額の債務保証をするとかいろいろなケースが考えられるので、今の東京電力がおかれた状況を踏まえた判断が平時のときとは違う判断がきちんとできるかというのは見る必要がありますので、経営改革委員会は会社として正式な意思決定機関かと言われれば、そうではないということだと当然思いますけれども、東京電力のほうには常務会でかかる話についてはここで報告をしてほしい。BS、PLの大きなものにかかわるようなものについては報告をしてほしいという要望をするところでございまして、17日までにはそれをするという前提でセットしたいと思っています。

○下河辺委員長 ありがとうございます。

○ [] 補足します。

今、[]が申し上げたとおりで、各ワーキンググループで答えが出ないものは、ワーキンググループミーティングに上げて、そこでも答えが出ないような問題は経営改革委員会、そんなような建てつけになっています。というのが1つです。

ここに書いてあるワーキンググループ以外でも、さまざまなテーマに関して、ワーキンググループという形式をとりませんが、東京電力と打ち合わせして検討している事項がありますので、そちらの検討結果も踏まえて、経営改革委員会に上げるという形になると考えています。

○下河辺委員長 ありがとうございます。

その他、この経営改革委員会絡みで何かご質問なり、ご意見はありますでしょうか。

[] どうぞ。

○ [] 設備投資効率化ワーキンググループのところでは、発電所の新設、リプレイス時のIPP等他社電源を最大限有効活用というところは、気になる点があります。東京電力に関する経営財務委員会の報告書を素直に読めば、新設、リプレイス時は原則として入札のはずです。入札をちゃんと考えるということだと思います。最大限有効活用というと、形だけ1つか2つ入札して、あとは相対取引をして、大半は自社でやり、それでなかつ、これがやれるだけ最大限活用を検討した結果ですと不誠実な対応をされる可能性がゼロではありません。もし万が一そういうふうに出てきたとすると、明らかに委員会報告書から大きな後退ですので、なんでそうなったのかちゃんと説明してもらわないと困ります。形だけの対応で安易に最大限の有効活用と言われても困ります。ここは文字通りの最大限の有効活用と私はとらえています。この理解に問題があれば指摘してください。以上です。

○下河辺委員長 ありがとうございます。

何かございますか。

○ 今のご意見を踏まえてやっていきたいと思います。報告書になるべく完全に実行していくというのが私ども事務局の責務だと思いますし、特別事業計画の前提だと思います。そういうつもりであります。

○下河辺委員長 文字通り最大限の有効活用ということで、よくよく使われることのあるベストエフォートではないということで、最大限有効活用ということを実現するということで理解いたしております。

それでは、

○ ご説明ありがとうございました。

進め方はこれで異論はありませんが、1点質問と1点お願いがございます。

まず質問ですが、経営改革委員会についてです。今週キックオフでこれから原則1、2回行うとのことですが、運営委員会との関係をもう一回伺いたしたいと思います。経営改革委員会で決まったものをこの運営委員会のほうで追認するような形なのか、経営改革委員会で決まったら変えられないのかといった点です。今後いろいろあるかと思いますので、その運用方法について教えてください。

次に、お願いですが、資料を拝見いたしますと、改革推進チームというところで全体のワーキングの進捗の管理であるとか、ワーキング間の様々な調整といったことを行うということは理解しました。ただ、第三者委員会ของときにもデューデリ幹部会ということで、全体のご報告を週に1回行っていて、そこに委員の方ももし時間があれば、そしてご希望があれば参加できる、参加というかオブザーバーですけれども、そういう仕組みがあったかと思います。

今回、もしも可能であれば、改革推進チームの週1回か2週間に1回かはよくわかりませんが、その際に、運営委員会の理事の方も含めて、ご興味があれば、オブザーバーで参加するというようなこともできればお願い申し上げたいと思いますが、いかがでしょうか。

○ 2つ目の改革推進チームへの参加の問題については、のほうから答えをいたします。

まず、1番目の経営改革委員会と運営委員会の関係ですが、これはご承知のように、法律上の意思決定機関は運営委員会でございますので、運営委員会で決まったこと、あるいはここで議論いただいて、この方向でやっていこうということである程度方向づけがなされたこと、これを踏まえて

から状況をお聞きするという形になります。そこでは、運営委員会で決まったこと、あるいは運営委員会で方向性がある程度出ている話。これを実行するためにトップでモニタリングをして、あるいはトップで方向づけをしていくという、そういう位置づけでございます。そこはご理解いただけますか。

○ 運営委員会にはどういう形で報告がされるんですか。

○ 経営改革委員会で議論がなされた話については、運営委員会になるべくご説明を、次回の運営委員会にしますし、私どもの判断でこれは至急やったほうがいいということは運営委員会が開かれてなくても個別にやるようにいたします。

○ 下河辺委員長 2点目の関係を から。

○ 運営委員メンバーの方のワーキンググループミーティング、別途のミーティング参加ということ、検討しているところです。改革推進チームの中というのは、ワーキンググループミーティングというのは東電の人も一緒に入っているものですので、そこに入るのがいいのかどうかということも含めて、今、検討しております、何らかの形で、機構の中だけのミーティングになるかもしれませんが、参加の道はつくるつもりでやっております。もう少しお待ちください。

○ 下河辺委員長 よろしいですか。

○ 結構でございます。

○ 下河辺委員長 その他、発言のない委員の方からも何かご意見があればちょうだいいたしたいと思います。よろしいですか。

○ いいです。同じ質問ですから。

○ 下河辺委員長 今週の17日、木曜日、経営改革委員会のキックオフミーティングということで、私もバタバタしてしまして、キックオフミーティングが公式の第1回になるのか、それとも公式の第1回を改めてきちんとどういう形で持つのかについての顔合わせを兼ねてのいわゆる実務レベルでよく言うところのキックオフミーティングなのか、ちょっとまだ判然としないところがありますけれども、その点を含めまして早急に と東電との間で詰めて、17日に理事長と一緒に臨んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、資料7並びに資料7-1の関係は以上ということにいたしまして、次は資料8、総合特別事業計画の策定に向けた課題ということで、ただいま事務局のほうから、

この内容についてご説明をお願いします。

これは のほうから、お願いいたします。

○ 今、お配りしている紙に基づいてご説明をさせていただきます。今日の趣旨から申し上げますと、総合特別事業計画の建てつけ、これについて大きな方向についてのご議論を自由にさせていただいて、各委員がどういうふうにお考えかというのを承らせていただきたいと思っております。それで、まず1番のところの策定のタイミングというところでございますが、これは要は資金面、賠償資金、この2つの必要性から東京電力はどこかの時点で総合特別事業計画をつくらなければならない。つくったときにはとりあえず来年の春としておりますが、それが3月末なのか4月末なのか、そこら辺はまだ明らかにしておりません。

そういう事情を決めるにあたって、1つは東京電力そのものの資金繰り、それからもう1つは賠償に関する費用の2つの点で、今後どういうふうになるかというのをこの紙に基づいてご説明いたします。大変恐縮なんです、紙自体は回収させていただきます。A3の1枚紙なので、紙を超えた数字は口頭で申し上げることになるかと思いますが、その点をご容赦いただきたいと思います。

まず、最初の策定のタイミングの資金繰りでございますが、東京電力は資金繰りの問題と自己資本、純資産の問題と2つございます。まず資金繰りのほうから申し上げますと、資金残高が今年度2011年の第2クォーターが終わった時点では1.4兆円ございます。それがここに書きましたように、2012年の1-3月期が終わった時点では約1兆円弱になります。キャッシュフローで、大体5,000億出ていきますので、その分減るということになります。

他方、財務でも減るんですが、そこは資産売却を年度内にすることになっておりますので、ほぼそこは相殺し合うということになります。実は、2012年の1-3月期の1兆円弱の資金繰りが来年の4月-6月期中に大幅減少いたします。この数字はここには書いておりませんが、大体5,000億をちょっと大きく割るレベルまで減るというのが私どもの見通しでございます。これは経常収支で、燃料を転換したことによって第1クォーターだけで2,000数百億出ていきますし、それから4-6月期に社債の大幅な償還がございます。これで3,000億ぐらい。それに設備投資の資金も合わせますから、財務収支では3,000数百億が出ていくということから、ここに書きましたように、4-6月期中に資金残高は大幅に減って、5,000億を大幅に割るような数字まで落ち込むということでございます。

それから、もう一つ、ここには書いておりませんが、自己資本、純資産のほうでございますが、これは来年の1－3月期の時点で大体6,000数百億と見ております。それが第1クォーターの時点では1,000億ちょっと減るだけですが、上半期を通してみるとやはり相当厳しい状況になると思います。実は、今申し上げた数字は2番目の黒ボツの追加で費用または債務計上になり得る項目というのは入れてございません。この①、②、③に書いたような項目の幾つかが年内、あるいは年度内に債務あるいは費用認定される可能性が非常に高くなっております。

まず、最初に①でございます。事故収束と廃炉に関する費用。これはステップ2が年内に終わる。冷温停止の状況に至った後に、中長期でどういうことをやるかというロードマップをやはり同じ時期につくることになっています。したがって、年内にロードマップが出てまいります。ロードマップが出てくると、例えば向こう3年とか向こう5年、どういう工程で事故収束を進めていくのかというのが具体的に出てまいります。これは[REDACTED]がご専門だと思いますが、そうすると幾らぐらい東京電力として見通せる債務が出てくるかという金額はある時点で、会計監査法人としては認識せざるを得ないということになります。

今現在は、ご承知のように東京電力は約6,810億プラス984億の金額をこの事故に関わる費用としておりますけれども、第三者委員会では総額で1兆1,500億まで増え得るという数字を出しています。年内、あるいは年度内にどこまでがさらに追加の費用認定、あるいは債務認定をしなければいけないのかというのは、ちょっと今後の議論でございますけれども、恐らく少なめに見積もっても3,000億から5,000億は新たに債務として認識しないと2012年度決算の中ではそれを認識することになるということで、私どもの専門家は見ております。

それから、2番目に賠償債務の顕在化とございます。これは、既に第三者委員会ではもし仮に2年続くとすると、4.5兆円かかるという数字を出しておりますが、これはあくまでもマキシマムの数字でございます。この間、緊急事業計画では一応年内の数字といたしまして1兆100億を認定したわけでございますけれども、それに加えて、ここに書いてある自主避難、これは入っておりませんでした。11月下旬に賠償紛争審査会で指針が出されれば、3,000億円ぐらいが賠償債務として顕在化してまいります。

それから、避難指示の延長、これは各地域の線引きがなされると、本来だったら例えば年内、あるいは年度内に帰れるとしていたものが、さらにもう1年、もう2年帰れないということになりますので、それも正式に債務として乗ってまいります。その分の費用が、これは線引きの仕方次第、あるいは打ち出し方次第ではありますが、相当増える可能性がございます。

それから、3番目に慰謝料増額と書きましたけれども、これは精神的な慰謝料で最初の半年に月10万、その後に月5万というのをその後の月5万も月10万に増やすという方向で今進めておりまして、これは金額的には300億ぐらいなんです、そういったものが新たに乘ってくるということでございます。

それから、3番目の除染。これは実は非常に大きくて、既に3次補正予算で2,500億円。それから平成23年度の予算で、4,500億円が計上される見込みでございます。そうなりますと放射性汚染対処特措法というのが議員立法でできましたが、そこでは除染のためにかかる費用については、東京電力に求償するということになっておりますので、この法律に基づく法定計画をつくった時点で、先ほどのお金のうちの相当部分がいわば賠償債務に乗ってくる形になります。そうすると合計で数千億から1兆円弱のお金が新たに賠償として乗ってくるということでございます。

3番目の黒いポツにいきまして、今申し上げたうち自主避難の3,000億とかあるいはステップ2が終了したことに伴う事故収束の費用ですぐ乗ってくるもの。あるいは除染のうち緊急に費用として賠償に乗ってくるもの。こういったものを私どもが内々事務的に試算しますと、約数千億円は賠償として乗ってまいります。そうなりますと、この間の緊急特別事業計画のうち、賠償額が年末にも数千億円は増やさなければいけない。このときに新しい特別事業計画、あるいは特別事業計画、この前の丸々の改訂ということではないので、これはこの前の認定特別事業計画を変更する。これも当然運営委員会の議決を経て大臣認定なんです、そういうプロセスを経てやるタイミングが恐らく来る。ここでの考えどころは、仮に数千億円といえども国の費用の追加をもしするとすれば、その時点で東京電力のほうから言葉は悪いですけども、何を取るか、何をさらに追加でコミットしていくかというのは一つの大きな建てつけとしての考え方だと思います。

それから、その下のポツですが、会計上、会社法上のタイミングと言いますと、ご承知のように3月期決算との関係は非常にクリティカルになりますし、定例株主総会にかけるとなると特別決議案件であれば4月末までには決めてないといけないということになります。

それから、マーケット、金融機関、格付け機関の認識タイミングは先ほどの会計上のタイミングよりもむしろ前倒しで来る可能性がある。あるいは欧州等の状況によってはあり得る可能性があるというところでございます。

それから、料金改訂、電力制度改革議論、原発再稼働、これについては先ほど簡単にご説明

いたしました。今、枝野大臣のもとでの2つの有識者会合、それから電力改革の閣僚会合、それから総合エネルギー等々において議論されている最中でございます。

それから、総合特別事業計画のときには当然今年度分の特別負担金、一般負担金の水準についてもこれは事業計画とは別でございますけれども、合わせて年度内に決めなければいけないので、ここら辺も当然一緒に上ってくるということでございます。口頭で恐縮ですが、今、申し上げたようなことを念頭に時期も決めて中身も決めるというのが総合特別事業計画になります。

以下は、私どもの案でございますので、これはむしろご意見をいただきたいと思います。枠組み、国民理解のためにどういう構図で総合特別事業計画をつくるかということでございます。

まず、考え方としては3点ございます。やはり一番のボトムラインは東京電力が国民の信頼を決定的に喪失したという現状認識に立って、再生という形で前の東京電力に戻ることではなくて、むしろスクラッチからビジネスのあり方、事業の見直し、これを行って信頼回復のためにいわば新生とも言えるような大胆な改革を進めるということを来週の特別事業計画では示さなければならないというふうに事務局としては考えております。

2番目といたしまして、信頼回復をするための中身は何だと言うと、当然第三者委員会で決められたような合理化、あるいは資産売却、これも必要でございますし、それにさらにプラスαをしていくということも必要だと思いますが、それは多分必要条件に過ぎないだろうと。信頼回復のためには、「新生・東電」に向けた計画として、前向きな形で信頼回復を目指すものとしたい。具体的には、「新生・東電」のミッション自体をきちんと打ち出していかなければいけない。今まではとにかく需要に合わせて、供給だけの部分を確保するということがあったんですが、今後は需要もスマートグリッドを使いながら、そちらも管理しながら、安定的な需給を実現する電力会社、あるいは地域を超えた競争と連携を行う電力会社。ここはいろいろなミッションの定義の仕方があると思いますので、これは全くの例でございます。むしろ委員の方々からこういうことを基本的なミッションとして「新生・東電」はやるべきだということを今日ご示唆をいただければありがたいと思います。

それから、2つ目の項目といたしまして、これは基本的には国が決めることでございますが、やはり原子力部門の体制、これをどういうふうにするか。これは東電に留まるのか。あるいは東京電力を超えてどういうふうにするのかも含めてリスク負担をどうやって国と民間会社で適正に分担するか。それから、脱原発と言われている中で人材集積を図るか。これは単に電力の

人材だけではなくて、メーカー等々の人材も含むと思います。こういった原子力分野の体制の具体案があると思います。

それから、3つ目といたしまして、新しいミッションを実現するために最適な経営形態への変更。それから4つ目といたしまして、新しい事業展開。これはミッションと単に紙で書いただけでは駄目なので、具体的にどこからどういうふうに着手して書いていくのか。1つあり得るのは、第三者委員会の報告書の延長線上で言えば、発電部門における競争と連携、先ほどからお話があったようなIPPの活用も含めて、それをどうやって具体化するかというのは計画に入れなければならないし。

それから、機器メーカー、IT事業者と連携した最先端のスマートグリッド構築というものも考え方としては当然入ると思います。どうやってそれを具体化していくのかというのは、大きなチャレンジだと思います。それから、先ほどからありました、上流・海外事業展開。こういうものもすぐ今後10年の計画はつくれないにしても、「新生・東電」として、こういう形で着手していきますという話の端緒はつけなければならないと思います。

それから、考え方の3番目でございますけれども、具体的に総合特別事業計画をどうつくるのかということですが、ご承知のようにこの話というのは、時間とともにコストや角度が増して、いわば視界がだんだん晴れてくるというような再生案件でございます。来年の春の時点では先ほどご説明したように、いまだに数兆円規模のコストがどうなるか未定の状況だと思います。他方、総合特別事業計画は会計監査と整合的にする必要がありますので、認定を受ける計画はあくまでも会計監査と整合的なもの。コスト面での視界に合わせて段階的に計画期間を延ばすということだとは思いますが、一方、昔の民営化とか改革事案と特に違うのは、今回はマーケットからいわば合口を突きつけられておりますので、そういう資金繰り、人材流出、市場、そういったものを考えるとやはり向こう2、3年、できれば2年ぐらいの間に改革を集中実施して、こういう姿になると示す必要がある。

とりわけ金融機関と議論を始めますと、やはりそうした絵がないと、なかなか残高維持も含めて、金融機関のさらなる協力というのは恐らくだんだん難しくなるだろうということがございますので、やはり来年の春の総合特別事業計画、右側の一番上の黒いポツでございますが、それにおいて「新生・東電」の具体像をコストが未確定なので難しい部分は多々ございますけれども、やはりこういう方向は目指すというのは明示して準備に着手する。それ以降は、その総合事業計画を必要があれば改訂していくという形で臨む必要があると思います。

したがって、今、申し上げたようなことを具体的に書くと、具体的な展開は、1は11月、今月にもう終わった話で、1兆円の賠償資金をいただくために、いわば委員会報告の公約化、それからモニタリング体制の構築、賠償の円滑化策の深掘り、この3つを材料にして1兆円をいただいたというのが全体の図式だと思います。

そうすると来年の春は、今度は賠償資金のみならず、経営支援資金、金融機関の協力、これが先ほど申し上げた資金繰りから見ると必須でございますので、そうすると先ほどの3項目に加えて、やはり「新生・東電」についての今後10年程度の姿、それを実現するためにどういう方針でやるのか。



そうした展開を受けて、その下にございますように、具体的に事務局としてどういう作業かということですが、これを簡単に申し上げますと、合理化資産売却については先ほど申し上げたような体制で進めてまいります。

それから、賠償資金の見通し、負担金の目安というものにつきましても、新しい状況、視界が晴れてまいりましたので、それに応じた形で賠償額もリバイスしていきますし、負担金の長期的イメージもつくっていかねばならないと思います。それから、除染の費用、こうしたものも大きな要素として入ってまいります。

それから、3番目として、事故収束、廃炉コストのめやす、中長期的めやすづくり。特に、今後3年程度については、債務という形で2010年には乗ってきますので、その精査をしてまいります。

それから、料金改訂と原発再稼働は、これは当局との調整でございます。恐らく、一番大きいのは、(5)、(6)でございますけれども、これについては今日のご議論を受けて、全速で具体化のために、東電とも議論させていただきますし、あるいは議論しきれない部分はある

程度役所とも相談しながら、機構として具体化をしていく。当委員会でまた議論していくという、そういう手順で進めたいというのが今日の案でございまして、これについてむしろご議論をいただければありがたいと思います。

○下河辺委員長 大変重い内容のご説明をいただきました。

来週の総合特別事業計画策定に向けてのスケジュールについては、資料の9ということで配られておりますので、この内容についても簡単にご説明していただけますか。

○ 資料9、今後のスケジュールでございしますが、運営委員会の次回は今のところ12月9日で委員のお時間をいただくべくやっております。それでその後、12月中に恐らく先ほどの賠償のために制度が変わって、新たにお金が必要になるということが起こったら、やはり12月末決算でございしますので、それも踏まえて12月中にもう一度臨時開催の可能性がございします。これはまた改めて日程調整を含めてやらせていただきます。その後、1月、2月、3月はこの間の緊急特別事業計画であったような形で、月に2、3回の集中審議をやっていただいて、方向性を出していただく。3月ないし4月、多分3月末という方向でどんどん走っていくと思いますけれども、そこら辺を念頭に置いて大臣認定を目指すというスケジュールでやっていくつもりであります。

○下河辺委員長 ありがとうございます。

それでは、スケジュールはこういったことで、ご了解をしていただけたところかと思います。本日の会議を終了後に回収させていただきますペーパーをメインにいたしまして、試案というよりは全くのたたき台ベースでございしますので、試みの案というものがふさわしいかどうかは別にいたしまして、たたき台ということにしてぜひ各委員の皆様の問題意識のありようを含めてご意見をぜひ述べていただきたいと思います。

では、初めに からお願いします。

○ ご説明、ありがとうございます。

概ね理解いたしました。賛成です。1点だけ、ご質問と言いますか、お願いなんですが、総合特別事業計画に向けた作業、3のところ、4と5について、「新生・東電」の具体的姿、ここは政策議論。これは料金制度についてもそうだし、事業制度の改革についても議論がなされているわけですが、その調整と言いますか、その情報がこの運営委員会にどういう形で報告されるのか。それについて、どんなことをお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○ まず、料金については、実は、これは表には言っておりませんが、資源エネルギー

一庁と私ども機構で、東電をケースとして具体的な新しい料金査定に関わるいろいろな要素をピックアップ、それは具体例で見ないといけないので、いわば合同事務局ワーキングというのをつくっています。委託先も使いながら検討を始めました。したがって、この運営委員会でも経済産業省のほうの動きに合わせて、具体的に東電についてどうかという話でご報告をさせていただきたいと思います。

それから、「新生・東電」の具体的姿の政策議論の動向は、恐らく政策のほうは9電力を対象にしてやりますので、論点が出てくるとは思います、具体的な方向の決めうちは、やはり来年、夏以降までかかるだろうと思います。他方、東京電力については、先ほど申し上げたような日程で走らないと、必要な経営支援が出てこないという状況でございますので、私どもとしては、とにかく東京電力ということで、それが国民の理解を得て、経営支援のお金と賠償資金のお金をもらえるような体制、これはどういうものであるべきかという観点からこの運営委員会でも議論していただくという基本ポジションで、政策待ちではやらないということで考えております。

○下河辺委員長 よろしゅうございますか。

○ [] はい。

○下河辺委員長 ほかの方のご質問、ご意見。

○ [] ご説明ありがとうございます。

1. の①、②、③と書いてあるところ、これはまさに非常にジレンマになっていて、事故収束、廃炉に関する費用、段取りが決まればそれを費用として認識する必要があると思いますが、先ほどおっしゃったような純資産の状況、資金繰りの状況を見ると恐らくできるだけ先送りしたくなるのではないかという恐れが、東京電力の立場からしてみればあるのではないかと思います。ですので、そういうことのないようにしなければならない。

具体的に言いますと、まず廃炉について言うと、福島第一の1から4というところについても、特に使用済燃料を早期に取り出して、それを安全に貯蔵する手法と場所を決めなければならない。これは例えば必要な技術の開発とか、あるいは検証とかという一定のリードタイムが必要でしょうから、段取りが間延びしないようにしなければならないのですが、そのことと廃炉の費用がかさんで費用認識すること、非常にナローな部分で、非常に難しい経営判断を迫られるということになると思います。ですから、それをぜひ東電の経営陣だけではなくて、機構も一緒になって、その分は考えていかなければならないと思います。

それから、除染なんですけれども、これも最後に東電に求償できるということになりますと、徹底的に例えば東電の敷地内は東電がやるんでしょうけれども、それ以外のところは例えば地方自治体等がばらばらにどんどんやっていくことになる、後で費用はどんどんかさんでいくということになるので、この除染のやり方、できるだけコストが少なくなるようなやり方をするモニタリングとか、これは東電だけではできませんので政府がやらなければいけないと思いますけれども、その最適解というのを見ていかなければいけないと思います。

例えば、地表に落ちている放射性セシウムを全部持っていくと、結局余分な土まで取ってしまうと、結局汚染された土をどこに置くのか、どう処理するのかというものがどんどんかさんでいくわけですので、最後は東電につけ回せばいいと思って徹底的にやられると、これほど困ることはないと思いますので、この辺は難しいんですけれども、できるだけ費用を安くするような新しい技術を導入するなり、今ある技術を使うなり、とにかく誰かがそれをモニタリングする仕組みをつくらないとますますその債務が大きくなってくると、そこに一定の歯止めをかける必要があるのではないかと思います。

それから、原発について言うと、どのように再稼働させていくかということについても極めて不確定な部分が多いわけです。そういった不確定要素をずっと抱えたまま、「新生・東電」をどうするかということを議論しても、これは非常に条件が、重い条件があって、かつ東電だけでいかんともしがたい部分も当然あるわけだろうと思います。

ということですので、この件については多少個人的には原子力部門というのは、東電の部分から分離して、柏崎刈羽も含めてですけれども、いったん国が管理する仕組みにして、この部分を取り除かないとほかの部分に注力できないというふうに私は考えていますし、それ以外のやり方を見つけるのはかなり難しいのではないかと思います。政府のほうがなかなか決まらないところのツケを全部東電に負わせるというのはやはり酷ではないかと思いますので、この部分についてはやはり分離すべきだと思います。

ちょっと戻って恐縮なんですけれども、どこかのタイミングでやはり機構が資本を注入するというタイミング、総合特別事業計画なのか、緊急特別事業計画の対応なのか、これはご議論だと思いますけれども、それを考えないと先ほどの改革委員会とか、そういうものだけではなかなか決まらないんじゃないかと思います。

○下河辺委員長　ありがとうございました。

からちょうだいできますか。

○ 2つほど、がおっしゃったことと関連しますが、やはり除染関係、費用が、合理的なお金の数倍、10倍以上大きくなるんじゃないかなと心配しています。

昨日、福島を除染アドバイザーになっていて、会津町に行って、お母さん方は、家の中が高くないか心配で、周りも心配で、どんどん除染してと、まちのほうでも廃棄物をどこに置くかという対策をしていて、ああいうことがどんどん広がってくるともうそれこそ全体から見ればこれはもうすごいお金になるのではないかなということがあります。初めのときに、細野さんも5 m S vとか言っていたんですけども、あれが住民の方々の意見で2 m S vになったので、もうそれは面積からすれば莫大な量。あの辺のところ、本当に合理的に考えてしていかないと、これは国も東電も大変なことになるのではないかなと気にしているところです。

サイトの中については、使用済燃料プールからのやつが原子力委員会のところで中長期専門部会、3年後ぐらいと言っていたんですけども、大臣のあれで2年にしろと、頑張ってくれるかどうかと思うんですけども、結構無理しないといけない。それは実際の現場的な話ができるかと思うんですけども、その次、炉の中の燃料破損のそれをどう取り出すか、10年、それまでにいろいろな研究開発、さらに10年後から開始して、それが何年かかるかわからない。また破損した燃料を取り出した後、それをどこで保管するか、処理をどうするか不透明なんです、その辺の検討の要素があるということです。

ここには除染関係については合理的なお金を評価しないと厳しいかなと思います。原子力部門、この運営委員会でどこまでできるかどうかわかりませんが、現場の様子から見ると、福島第一をどういうふうに廃止措置をしていくのか。それはそれなりに国の委員会でも検討されていますから、不透明な中でも少し見えてきたのかなと思うんですが、福島第二に4基あるんですけども、それをどうするのかはまだはっきりしないんですね。福島県にあるから多分これは厳しいんじゃないかなと言われているんですが、それほど地震、津波の影響を受けてないから修理すれば使えないことはないんだけど、これをどうするのか見通しがはっきりしないということ。同時に、柏崎刈羽で原発があるんですが、これをどういうふうにして再稼働できていくのかどうか。また、がおっしゃったように、今までの経営ではなくて、その辺の見通しがはっきりしないと東電さんの中でも原子力部門をどうすればいいのか、大変悩ましいのではないかと思います。

我が国の将来の原子力をどうするかいろいろ議論があるところでございまして、発電と送電部門の分離、原子力についての産業構造を考えるのがどうかという議論があって、それは議論

してもらえればいいんですけども、現場とすれば、その辺のところがきちんと見えてこない
と、何か不透明なところがあるのではないかなと思います。

また、原子力については、耐震工事的には、日本で11社の電力会社さんが原子力発電所を持
っていて、そこでそれなりの連携はしているんですけども、もっともっと連携できるところ
があるのではないかなと思います。例えば、メンテナンスとか、原発、電気についてはいろい
ろな電力会社間で相談し合ったりしているんですが、もっとその辺の共同運営的なことができ
ていいのかなと。

悩ましいのは、電気事業連合会というのがあって、そこに東電からも優秀な人が出向して行
って、帰ってくると東電さん、原子力の中心になってくるんですけども、事業連合会、ある
いはほかの電力会社さんとの関係をどうしていくのかということがあって、昔は原子力関係は
東電さんという感じでやっていたんですけども、状況が変わっていく中で、今は関西電力さ
んが頑張っていますけれども、各々の電力会社さんも原発を抱えていて、それをどういうふう
にするか悩ましいところがあるということで、東京電力さんだけではなくて電気事業連合会、
あるいはほかの電力との関係のもとで東電の原子力部門をどうするか考えなければいけないの
かなと思います。

○下河辺委員長 ありがとうございます。

○ [] お願いいたします。

○ [] ここに書いてある進め方、賛成でございます。

こういう形で逐次、ローリングかけていくやり方以外は見えてないことが多いので、ほかに
やりようがないかと思っています。

それで、それにつきまして幾つか具体的な話ではないですけども、作業を円滑に進めよう
と思ったときに、例えば第三者委員会というのは、東京電力とフェイス・トゥー・フェイスの
関係で仕事をしていたと思います。ただ、実際に現実にはプランを考えてつくって、そして実施
に移していくという機構の仕事の局面になると、これはサイド・バイ・サイドの関係にしなけ
ればいけないので、言ってみれば、全く同じ気持ちにさせて、将来に向かって一緒に彼ら自身
の手でやらせるというような雰囲気に取り替えていく必要があるように思います。

それから、先ほどのお話を伺っていて思ったのは、例えば賠償、廃炉、除染の費用、これは
ものすごく不安定でこれからどういう基準をつくるかによって、どのくらい膨らむかというこ
とがわからないんです。特に、今、[] がおっしゃったように除染の話もそうですが、原

子力の安全の基準をどう考えるかということについて、今、冷静客観的に議論が全くされていないような感じでありまして、国際標準とも全く違った感情的な基準が当てはめられていると思うんですが、これをどこかできちんと歯止めをかけておかないと、将来におけるエネルギー政策の根幹として、原子力をどう位置づけるかという議論がミスリードされる可能性があります。そこのところはこの作業の中でどこかで誰が決めるかは、これは政府が決めていくことになると思うんですが、曖昧な形にしないで、きちんとある種の国際的な科学的な知識を標準にして決めるんだと。賠償はそれより上回ってもいいかもしれませんが、原子力発電の有効性等については、そういう気は心の問題以上に客観的、科学的な問題として取り扱っていくとしないと将来を大きく誤る形になるのではないかと思います。

それから、これは4のところに、料金改訂、原子力発電の再稼働の話、これも今はどちらかと言うと国民負担を最小にするという言葉は料金改定率をできるだけ低くするというものにとられているんですが、国民負担を最小にするというのは良質で低コストで、そして安定的な電力供給が長期にわたって続くということによって、国民の負担は最小になっていくと思いますから、そういう瞬間的な麻薬のような形のものではなくて、ダイナミックに一定のインフラストラクチャーというのは大体50年とか100年とかいうタイミングでオプティマイゼーションを考えなければいけないわけですから、そういう観点からの見方で上げるものは上げないといけないと。燃料費が上がったのは料金改訂に跳ね返さないというのは、これは税金で払うということの意味するわけですから、それははっきり離れた上で、こうすべきなんだということと言ったほうがいいと、それは腫れものにさわるようにしながらあと括りして言った場合に最大の反発が来ますから、言いにくいことは早めに言って、これはこうなんだぞということをやってしまったほうが、[REDACTED]うまくまとめるためには絶対に言いにくいことは先に言わなくちゃいけないと思います。政治家はなかなかそれをやらないんですけども、結果として全部それは国民が政治家のつけを払わされるということになるわけです。ですから、そこは何となくなるべく多少の反発はあっても必要なことは早めに言われたほうがいいのではないかなという感じがいたします。

それから、東電の新生と書いてありますが、「新生・東電」でいいと思います。これは非常にいいと思いますが、「新生・東電」は必然的に他の電力会社も全部引きずり込む話になる話でありまして、そこのところはさっき[REDACTED]もちよっとお話になっていましたけれども、原子力発電というものを東電の問題だけとして片付けるのかと。片付かないと思います。そうす

るとものすごく高くついたものになってしまったりしますので、やはりそこは日本全体の原子力発電のあり方というものを見た上で、その大きな中で例えば廃炉の費用とか除染を考えていかないと、結果として合理性を見誤る可能性があると思います。その辺は十分おわかりになっていることだと思うんですけども、あとは強気をどのくらいのときに奮い起こすかということになるかと思いますが、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○下河辺委員長 ありがとうございます。

、お願ひいたします。

○ 　まず料金の値上げのことをこの場で言っても仕方がないのかもしれませんが、ご指摘のとおり、燃料費が上がったと明らかな事実で、第三者委員会のときもが強調されていたとおり、これが一番大きな費用の増加項目だと認識しています。ポピュリズムということがあったとしても、ここのコストがかかるのは事実なので、ルールに従ってやる限り、この費用増加分を理由もなく半分に値切るとかはないと認識しています。ここのところについては、私は正直あまり心配していません。

　料金の上げを押さえようというのは、第三者委員会のときにがおっしゃられた、額の小さな部分、実際の料金値上げについては大きな影響のない部分ではあると思います。不合理な費用を料金に入れるべきではないという形で議論が出てくると思います。費用の太宗を占める燃料費の増加の部分は、基本的には認められることになると思います。個人的には考えております。

　それから、ここに出てきた試案については最初から最後まで素晴らしい試案だと思います。この方向でぜひ議論が進んでほしいと思います。②のところでは信頼回復の手順、「新生・東電」というところですが、ここに関しては、例えば安定需給という考え方は素晴らしい。これについて私が聞いているところでは、震災後しばらくの間、東電自身が自分で変われるのではないかと期待が他業界あって、今までだったら、IT業界とか連帯してこういうことをやりましょう、需要の調整しコストを押さえたいという提案も、全く門前払いだったのが、若い人、あるいは担当の人が聞いてくれるようになった。問題の構造を正しく理解して逆にいろいろな提案をくれる。東電は確かに変わります、というようなことをいろいろな人から聞いて、すごく期待していました。

　ところが、ここ直近では同じ人が全く違うことを言っています。東電は変わると思ったが、やはりあの会社は駄目だと失望した。若い人たちは確かに柔軟な発想を持っているが、上の鶴の一言で全部消えた。この間、言った話は全部消えてしまった。もちろん企業同士の交渉なの

で、内容については何一つ教えてもらえないのですが、数カ月前までは期待がすごく高かったのが、今はむしろ失望のほうになっている。信頼を更に失ったとすらいえるかもしれません。この点懸念しています。

ご提案の方向は素晴らしいと思います。しかし資本注入もしないで、経営者もかえないで本当にできるのかに関しては、少し前までは期待していたのですが、今は全く楽観していません。このラインでぜひ進めていけるように、相当の覚悟を持ってやっていかないと難しいと思います。以上です。

○下河辺委員長 ありがとうございます。

○ [REDACTED] 今、[REDACTED] からも話がありましたが、この全体の進め方、「新生・東電」という方向性、あるいは具体的な展開において、今度の春に、10年間の絵姿は出すけれども、数字はまたその後に詰めるといった建てつけなど、非常にリーズナブルだと思います。私自身も考えていたことのかかなりの部分が盛り込まれていると思っておりまして、高く評価させていただいております。

ただ、今、原発の話を含めて、様々な制度的な問題とか、やはり機構でできること、できないことといったことも、現実問題としてあると思います。ややもすると厳しい部分においては全部機構に押し付けられてしまっているというような感もなきにしもあらずといった中で、ぜひ整理をきちんとしてほしいです。要は、次の事業計画の中にどこまでは折り込めて、どこまでは折り込めなかったのか。制度的な問題、もしかしたら電力会社の地域特性の問題についても将来的にはかかわってくるかもしれませんが、普通に考えたら来春までにそのようにドラステックに変わるとはちょっと思えない。そのあたりの整理をとにかく細かくきちんとやっていったほうがいいと思います。

すみません。全部で4つございまして、次が3番目となりますが、ガバナンスについてです。先ほど [REDACTED] もおっしゃっていましたが、この中に、ガバナンスについての話が全然出てきていません。どれだけ資金交付するか。交付国債とプラス2兆円の政府保証枠といった資金については言及されていますが、やはり資本の話は避けて通れないと思います。これは他の委員の方もおっしゃっていたと思いますが、やはり相当な覚悟をもって臨まないと、いけないと思います。東電からは資本は必要ない、資金だけ供給してほしいと言われる可能性も十二分にあります。また、予測される将来支出が大きく巨額な引当が必要と見られますが、賠償につい

てはとにかく機構から資金交付されることになっています。廃炉などの支出引当については、東電から希望があれば、資金援助や資本注入が考えられますが、タイミング次第によっては、ぎりぎり債務超過にならない可能性もあるかと思います。資本注入については、微妙な問題ではございますが、やはり私は、ガバナンスについては第三者委員会報告では政府の一定程度の管理下になるとしていましたが、大きな改革にとって不可欠なことと思っております。

最後4番目ですが、11月4日に決算説明会がありまして、
東電さんをお願いして参加させていただきました。そのなかで少し気がかりだったことは、社長を初めとして、民間企業としての立場を貫きたいといった主旨のことをずっとおっしゃっていたことです。そうしたコメントが出ていることで、逆に言えば、マーケットに対しては違うメッセージになってしまった感もあり、デッドやエクイティーのアナリストの中には「安心しました」というような発言をする方もいらっしゃいました。これで山場、峠は越えましたねと。支援機構からの支援が決まってよかったですねという風な説明会の流れになってしまっていて、東電さんが何かおっしゃるかなと思ったら、特にその点についてのご発言はなく、今後は様々なことを機構様とご相談してやっていく、とおっしゃっていました。何度も民間企業としてやっていきたいということばかりおっしゃっていました。

今回の説明会を振り返りますと、やはりマーケットや外部に対するメッセージというものをもう少し考えていかないといけないのではないかなと思っております。次の第3四半期の決算に向けて、先ほど
がおっしゃったように、また資金交付をしなければならない可能性がとても高いということであれば、なおさらだと思っております。

正直言いますと、今入手できる外部情報だけを使って分析しても非常に厳しい状況であるということは分析できると思います。ですが、そうした点について全く情報を流していないのであれば、誤解されているところもあるかと思うので、これは今後気をつけていったほうがいいと思います。以上です。

○下河辺委員長 ありがとうございます。

重ねてご意見、ご発言ありますか。

○ 先ほど
がおっしゃったことに関連するんですが、先ほどのワーキンググループ、これはほとんど企画の人が中心になっていると思うんですが、要するに官房部門、恐らく鶴の一声、読売ジャイアンツの話もありましたけれども、現場の人の声をちゃんと吸い上

げるような仕組みというものにしたほうがいいと思います。全部官房系の人だけを集めるのではなくて。官房系の人だけを集めたほうがそれは効率的だと思いますけれども、現場のとんがった意見というののもちゃんと聞けるようなことにしないといけないと思いますので、そういうところから始めないといきなりガサッとやるのは非常にやはりコストも高いし、労力もかかるので、東電の中にもこういう意見があるんだということをちゃんと拾い上げる仕組みをぜひつくっていただきたいと思います。

○下河辺委員長 ありがとうございます。

○ 今までにお伺いした話に関連するんですが、ミッションの明確化のところ、ガバナンスとの関係で、開かれたというイメージをぜひ入れていただきたいと思います。開かれた東電ということです。これは第三者委員会でも随分問題になったかと思います。そういうことが信頼回復に非常に重要だというふうに感じます。以上です。

○下河辺委員長 ありがとうございます。

運営委員会プロパーの委員の皆様からいただいた意見の内容、大変貴重な、また重いご意見をちょうだいいたしまして、ありがとうございます。

からご紹介のありました8日の決算説明会で東電の西澤社長のご説明を聞いて、これで安心しましたという、何をもって安心したのか。どこの誰なのかお会いしたいという気がいたしますけれども、誰が考えても安心できるような話では全くないと、本当にクモの糸というか、ダモクレスの剣の下にしか東電がいらないということをはっきりしているわけでありまして、とにかくにも根本的な信頼、マーケットに限らず、事業家に限らず、国民全体からの信頼が具体的に目に見える形で早急に一步步回復していなければ我が国のこれからの産業界にとつての基幹を本来的に担う主要な電力事業会社としての社会的な責任を全く果たすことができないということに改めて東電の経営トップには思いをはせていただいて、私自身も理事長とともに不退転の決意をもって経営改革委員会のまずは執行部ミーティングに臨んでまいりたいと思っております。

ほかにこの問題について、ご発言がなければこの議題については以上ということで、何か特に最後にございますか。

○ ちょっと事務的な話ですが、廃炉、事故収束というものが最大の鍵を握る話なので、11月28日に理事長以下、理事何人かで福島第一と第二を見学に行くことにしております。もし、ご希望があれば11月28日、人数は増やせると思いますので、それはちょっと私ども事務

局のほうに必要があれば言っていただければと思います。

○下河辺委員長 時間帯的には。

○ 朝8時ぐらいの電車に乗って、帰ってくるのが多分夜6時か7時と。

○下河辺委員長 ご希望の委員がおありになれば、リスクはそれほど高い話ではないかと思えますので、ご参加をいただければと思います。

それでは、本日予定しておりました議事は、少し早めでございますけれども、以上でございます。あとは毎回公式の運営委員会が終わるにあたって、ご説明をさせていただいているとおりでございますので、省略をいたしまして、次回の開催は12月9日でございます。今日もたくさんのご意見をいただきましたので、年末を迎える関係もございますので、場合によりましたら、12月22日、本当に師走の押し迫った段階で、提出いたしました緊急特別事業計画の一部の改訂ということを緊急に対応するという可能性もありますので、最後までご予定をいただきたいと思います。

2012年になりますと、先ほどご説明いたしましたようなスケジュールでお忙しいところ恐縮ですが、月に2回、3回のペースで活発というか厳しい意見のやり取りも当然起きてくるかと思えますけれども、それを踏まえて私ども支援機構の運営委員会に託された責務をきっちり果たすことができるように、ご協力のほどをお願いいたしたいと思っております。

それでは、長時間ありがとうございました。

今日の第6回の運営委員会は以上でございます。

午前11時46分 閉会